

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和元年6月18日 16時30分ごろ
発生場所	宮城県南三陸町歌津 ^{うたつ} 埼東北東方沖 歌津埼灯台から真方位079° 9.9海里付近 (概位 北緯38° 43.8′ 東経141° 46.0′)
インシデントの概要	漁船 ^{よしえい} 芳栄丸は、帰航中、舵板が作動しなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 芳栄丸、9.1トン
船舶番号、船舶所有者等	MG2-6216（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波向 東、波高 約1m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漁を終えて帰航中、船長が操舵室で操船を行い、手動操舵から自動操舵に切り替えたところ、舵が左舵の状態から戻らなくなり、手動操舵に切り替えても戻らなかった。</p> <p>本船は、船長が、舵機室の点検を行ったが、理由が分からなかったため、自力での航行を断念し、主機を停止して海上保安庁に通報を行い、来援した船舶にえい航されて宮城県気仙沼市気仙沼港に入港した。</p> <p>本船は、気仙沼港に入港後、船長が、修理業者等に相談して操舵室内を確認した際、‘操作盤のヒューズ（規定以上の電流が一定時間流れると抵抗熱で溶断し、その回路にある電気装置を保護するもの）’（以下「本件ヒューズ」という。）が切れていることが分かり、予備のヒューズに交換したところ、舵が復旧した。</p> <p>本船は、平成元年に進水した船内機船であり、平成30年に中古で購入されてから本インシデント発生時まで、本件ヒューズが切れたことがなかった。</p>
分析	本船は、帰航中、過大な電流が流れて本件ヒューズが切れたことから、電気信号が操舵装置に伝達されず、舵板が作動しなくなり、運航不能となったものと考えられるが、過大な電流が流れた状況を明らかにすることはできなかった。

原因	本インシデントは、本船が、帰航中、過大な電流が流れて本件ヒューズが切れたため、電気信号が操舵装置に伝達されず、舵板が作動しなくなったことにより発生したものと考えられる。
-----------	--